

2013年3月26日 全6頁

排出量取引マーケットレポート 2013.3.22

ドイツが製造業企業に対して環境税の条件付き還付措置を延長

環境調査部 主任研究員 大澤 秀一

[要約]

■ マーケットサマリー (2013/2/26~2013/3/21)

軟調な展開が続くが、欧州議会の重要採決を前に価格上昇の兆し

■ 関連トピック

■ ドイツが製造業企業に対して環境税の条件付き還付措置を延長

ドイツでは 1999 年から地球温暖化対策と雇用対策を目的とした環境税（エネルギー税と電気税）が導入されている。しかし、環境税の負担が大きい製造業企業には軽減税率が適用され、さらに納付額が年金保険料の事業主負担額を上回る場合は、上回った額の一部が還付される措置が適用されてきた。この還付措置は一旦、2012 年 12 月で終了したが、税法改正により 2013 年 1 月から引き続き施行され、2022 年まで延長されることが決まった。還付措置の適用条件は、エネルギーマネジメントシステム（ISO50001）を導入するか、環境管理監査制度（EMAS）に登録することが求められており、加えて製造業全体でのエネルギー強度の低減（省エネ）目標を達成することが定められている。

■ 国内の新しいクレジット制度の名称が「J-クレジット制度」に決定

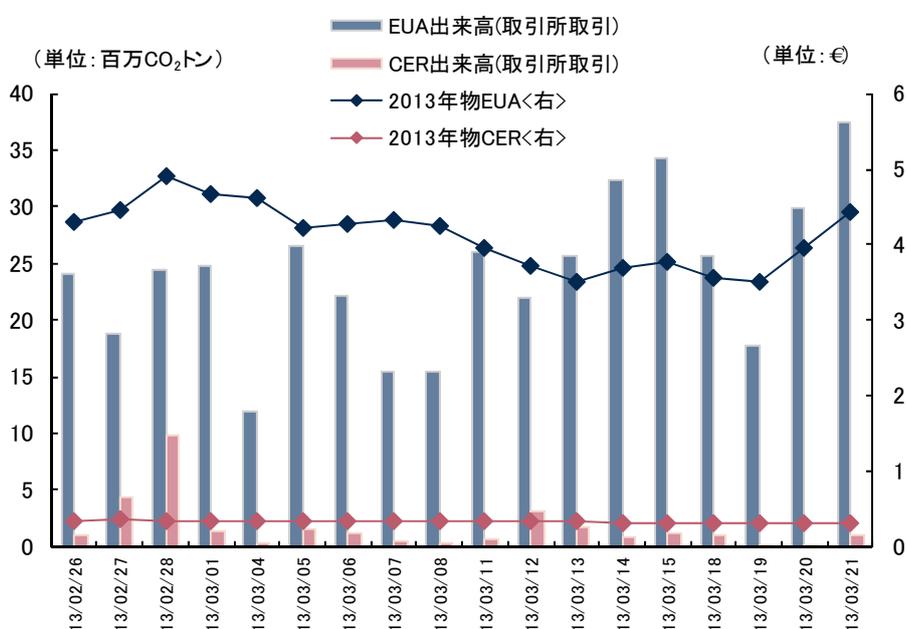
国内の新しいクレジット制度の名称が「J-クレジット制度」に決定した。正式名称は「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度」である。J-クレジット制度は、我が国の地球温暖化対策の重要施策の一つに位置付けられるものである。J-クレジット制度は、現行の「国内クレジット制度」と「J-VER制度」を統合したもので、現在、運用開始に向けて準備委員会が設置されて検討が行われている。制度設計の基本的な方針は、多様な主体が参加できること、信頼性と利便性を高めること、取組みが地域活性化につながること、国際的にも評価・参考とされる内容を目指すこと、である。

マーケットサマリー (2013/2/26~2013/3/21)

軟調な展開が続くが、欧州議会の重要採決を前に価格上昇の兆し

- EUA は 2 月 28 日に一旦、€5.03 の高値を付けたものの、その後はオークション(排出枠の有償割り当て)が入札不足でキャンセルされたことなどを要因として下落を続け、3 月 19 日には€3.41 の安値を付けた。ところが、3 月 20 日に市場改革の重要法案の一つである“排出枠の後積み案(backloading plan)”¹に対して、ハンガリー、アイルランド、スロバキアなどが相次いでの支持を表明したことなどから価格は上昇に転じ、3 月 21 日には€4.42 を付けてこの期間の取引を終えた。排出枠の後積み案の採決は、4 月 16 日に行われる。
- CER は、3 月 20 日の EUA 価格の反転には追従できず、安値圏に張り付いたままこの期間の取引を終えた。国連に対する 3 月分の発行要請量が 6,200 万トンを上回り、過去最高と見込まれることなどが背景にあると思われる。

図表 1 ICE における直近の EUA/CER 価格および出来高



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

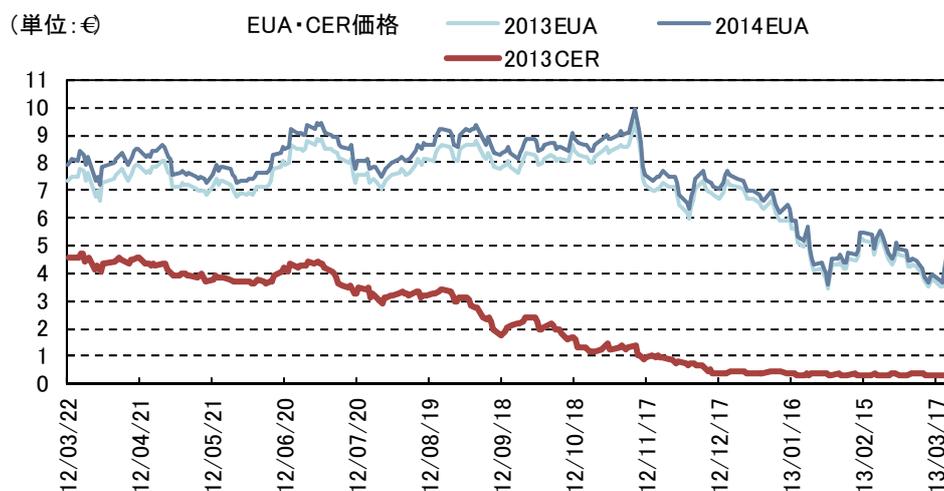
図表 2 EUA/CER 取引価格 (1 トンあたり)

取引所取引	先物取引	2013/2/26~2013/3/21 価格(単位:€)		
		高値	安値	終値(2013/3/21)
CDM(CER)	2013 年 12 月限	0.40	0.30	0.32
CDM(CER)	2014 年 12 月限	0.44	0.33	0.35
EU-ETS(EUA)	2013 年 12 月限	5.03	3.41	4.42
EU-ETS(EUA)	2014 年 12 月限	5.21	3.60	4.61
EU-ETS(EUA)	2015 年 12 月限	5.43	3.74	4.82

(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

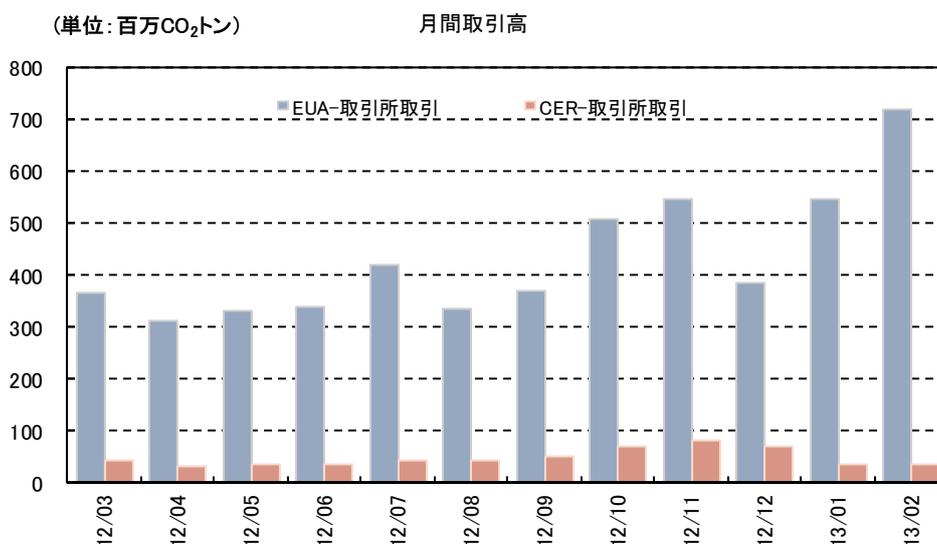
¹ 欧州委員会が欧州議会に提出している“排出枠の後荷重案”は、排出量の一部(9億トン分)の割当時期を後半(2019~2020年)に遅らせること。総排出量を変えない場合、前半(2013~2015年)の供給量が減るので価格の押し上げ要因になる。

図表 3 EUA/CER 価格推移 (1トンあたり)



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表 4 EUA/CER 取引高推移



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

<用語解説>

- ◆EU ETS (EU Emission Trading Scheme): EU 排出量取引制度
- ◆EUA (EU Allowance): EU ETSにおける初期割当量
- ◆CDM (Clean Development Mechanism): クリーン開発メカニズム。京都議定書で定められた京都メカニズムの1つ。先進国が関与して開発途上国で温室効果ガス削減事業を実施し、その結果発行されるクレジットを先進国の京都議定書削減目標達成のために用いることが可能。
- ◆CER (Certified Emission Reduction): 国連に認証された排出削減量 (CDMにより発行されるクレジット)

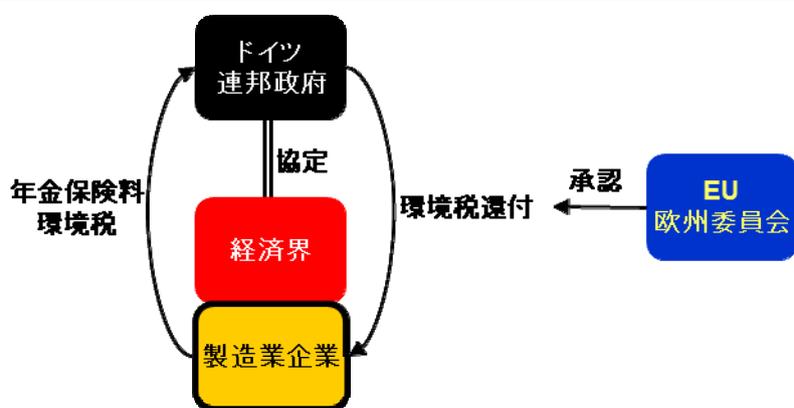
関連トピック

■ ドイツが製造業企業に対して環境税の条件付き還付措置を延長

ドイツでは 1999 年から地球温暖化対策と雇用対策を目的とした環境税（エネルギー税と電気税）が導入されている。税収の一部は再生可能エネルギーの補助金として使用されるが、大半は年金財源に充てられ、企業の社会保険料負担が軽減することで雇用の維持・促進が図られている。

環境税の負担が大きい製造業企業には軽減税率が適用され、さらに納付額が年金保険料の事業主負担額を上回る場合は、上回った額の一部が還付される措置が適用されてきた。この還付措置は一旦、2012 年 12 月で終了したが、税法改正により 2013 年 1 月から引き続き施行され、2022 年まで延長されることが決まった²。ただし、EU の法令上、還付措置は加盟国間の公正な競争を阻害することが懸念されることから、適用には欧州委員会がドイツ連邦政府と経済界との協定³を承認する必要がある（図表 5）。

図表 5 環境税還付措置



（出所）大和総研作成

協定内容は、企業がエネルギーマネジメントシステム（ISO50001）⁴を導入するか、環境管理監査制度（EMAS）⁵に登録することが求められており、加えて製造業全体でエネルギー強度⁶の数値目標を達成することが定められている。エネルギー強度の低減（省エネ）目標は 2013 年が 1.3%、2014 年が 2.6%、2015 年が 3.9%、2016 年に 5.25%である。2017 年以降の目標数値は、2017 年に新たな評価を行った後で決定することになっている。

一般に、生産活動が停滞すれば国内総生産が縮小するため、景気後退時にエネルギー強度を改善するには、今まで以上に省エネルギー（生産プロセスの改善や省エネ機器の導入など）へ取り組む必要がある。

² ドイツ連邦議会ウェブサイト (<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP17/467/46719.html>)

³ ドイツ連邦政府財務省ウェブサイト

(http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Fiscal_policy/Articles/2012-08-01-energy-and-electricity-tax-acts.html)

⁴ 事業者が使用するエネルギーを体系的に管理することで、継続的改善を図ることを目的とした国際規格。一般財団法人日本規格協会ウェブサイト (http://www.jsa.or.jp/shinsa/iso50001/iso50001_gaiyou.asp)。

⁵ EMAS (Eco-Management and Audit Scheme) は、EU 規則に基づく環境監査制度で、制度への参加登録は任意である。環境省資料 (<http://www.env.go.jp/council/06earth/y061-11/ref05.pdf>)。

⁶ 国内総生産あたりのエネルギー消費量

■ 国内の新しいクレジット制度の名称が「J-クレジット制度」に決定

国内の新しいクレジット制度の名称が「J-クレジット制度（正式名称：国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）」に決定した。クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる二酸化炭素などの温室効果ガス⁷の排出量削減や吸収量を“クレジット”として国が認証する制度である。J-クレジット制度は、我が国の地球温暖化対策の重要施策の一つに位置付けられるものである。

J-クレジット制度は、現行の「国内クレジット制度」⁸と「J-VER制度」⁹を統合したもので、現在、運用開始に向けて準備委員会が設置されて検討が行われている¹⁰。制度設計の基本的な方針は、多様な主体が参加できること、信頼性と利便性を高めること、取組みが地域活性化につながることを、国際的にも評価・参考とされる内容を目指すこと、である。これまでに公開されている内容を旧制度（国内クレジット制度及びJ-VER制度）と比較したのが図表6である。J-クレジット制度の制度管理者は、経済産業省、環境省、農林水産省の共管である。制度期間は、温室効果ガスの排出量の中期目標（国連気候変動枠組条約の下の2020年までの削減目標）の期限等を踏まえて2020年度までとし、2021年度以降については改めて検討する。参加は多様な主体（地方公共団体、事業者及び国民）が参加できるものとして制限は加えない。また、プロジェクトの実施時にクレジットの活用者を確保しておくかどうかは、事業者ごとの判断に任せることとし、要件は設けないことにする。旧制度（国内クレジット制度とJ-VER制度）からの経過措置として、既に承認・登録済み事業については、移行届を提出することに

図表6 クレジット制度の比較

	J-クレジット制度(案)	国内クレジット制度	J-VER 制度
制度管理者	経済産業省、環境省、農林水産省	経済産業省、環境省、農林水産省	環境省
制度期間	2013年4月～2021年3月	2008年10月～2013年3月	2008年10月～2013年3月
参加主体	制限なし	自主行動計画非参加者である中小企業	地方公共団体、民間企業等
対象事業	・温室効果ガスの排出削減事業 ・温室効果ガスの吸収事業	温室効果ガスの排出削減事業	・温室効果ガスの排出削減事業 ・温室効果ガスの吸収事業
事業の申請先	運営委員会へ申請	・国内クレジット認証委員会へ申請(共同実施者との共同申請が必要)	気候変動対策認証センター(委託先)に申請
クレジットの用途	・低炭素社会実行計画の目標達成 ・カーボン・オフセット ・温対法・省エネ法への活用 等	・自主行動計画の目標達成 ・温対法・省エネ法への活用 ・カーボン・オフセット等のCSR活動 等	・カーボン・オフセット ・温対法算定・報告・公表制度に活用
事業承認件数	-	1,267件(2013年2月末現在)	246件(2013年2月末現在)
クレジット認証件数	-	1,186件/65.2万t-CO ₂	233件/36.1万t-CO ₂
クレジット認証量	-	(2013年2月末現在)	(2013年2月末現在)

(出所) 各種資料より大和総研作成

⁷ 二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の6ガス。

⁸ 正式名称は「国内排出削減量認証制度」。大企業等による資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、大企業の自主行動計画の目標達成等のために活用できる制度。

⁹ 正式名称は「オフセット・クレジット (J-VER) 制度」。カーボン・オフセットの仕組みを活用して、国内における排出削減・吸収を一層促進するため、国内で実施されるプロジェクトによる削減・吸収量を、オフセット用クレジット (J-VER) として認証する制度。

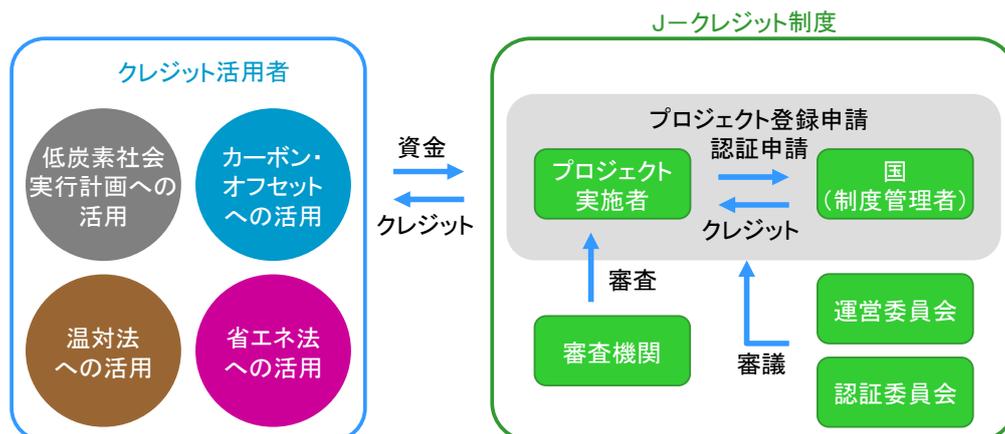
¹⁰ 環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16457>)

より、旧制度においてモニタリングを開始した日から8年間は認証を受けることができ、その際に従うべきルールは旧制度のルールとする等となっている。

J-クレジット制度（案）の概要を図表7に示す。温室効果ガスの排出削減や吸収に取り組むプロジェクト実施者は、審査機関で妥当性が確認されたプロジェクト登録申請書を国に提出する。運営委員会がこれを審議し、制度管理者が登録を行う。プロジェクト実施者は、プロジェクト実施後に審査機関で検証された検証報告書を国に提出する。認証委員会はこれを審議し、制度管理者がクレジットを認証する。認証されたクレジットは活用に譲渡され、低炭素社会実行計画（2013年度以降の産業界による主体的な温暖化対策）¹¹の目標達成やカーボン・オフセット（自らの排出量を他の場所の削減量（クレジット）で埋め合わせて相殺すること）、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）・省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の排出量報告義務など様々な用途に活用される。

今後の日程としては、審査機関の募集とプロジェクトの登録受付が4月初旬に開始され、同月中下旬を目途に制度文書および方法論が決定される見込みである。ただし、4月中に排出削減・吸収活動を開始した者については、4月1日から認証を認める措置を講じることになっている。

図表7 J-クレジット制度（案）の概要



（出所）J-クレジット制度ウェブサイト（<http://japancredit.go.jp/index.html>）及び各種資料より大和総研作成

¹¹ 日本経済団体連合会ウェブサイト（<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/003.html>）